

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：33901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530106

研究課題名(和文) 商事仮処分の紛争解決機能 - わが国の取引社会の要請に対応しうる紛争解決制度の構築 -

研究課題名(英文) Interlocutory Injunction in Business Litigation -Suggestion concerning an Order of Provisional Disposition that Determines a Provisional Status-

研究代表者

吉垣 実 (Yoshigaki, Minoru)

愛知大学・法学部・教授

研究者番号：60340585

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：商事仮処分の紛争解決機能というテーマについて研究を開始した。会社関係の重要部分をめぐる紛争の処理を図るために、仮処分等の保全手続を用いて法的救済を求める事案が顕著に見受けられる。かかる事例を合理的に処理するための具体的方策を検討することが研究の主たる目的であった。これについて、アメリカ法を手掛かりに検討を行い、「アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開」および「アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮禁止命令の発令手続」について論文を発表した。

研究成果の概要(英文)：The subject of this research is Interlocutory Injunction in Business Litigation. (Until a final court judgment is rendered in response to such a demand, the shareholder may request the court to issue an order to stop an illegal act in the form of a provisional disposition). I had been considering the rational way to resolve a conflict about an important issue in company relations using a temporary injunction. This was considered two papers [Interlocutory Injunction in American Business Litigation Function in Conflict Resolution of Preliminary Injunction and Temporary Restraining Order] and [The Preliminary and the Temporary Restraining Order as used in Federal Courts Suggestion concerning an Order of Provisional Disposition that Determines a Provisional Status].

研究分野：民事訴訟法基礎理論研究、会社関係訴訟の訴訟法的処理

キーワード：民事保全法 会社法 アメリカ連邦裁判所 インジャンクション 永久的差止命令 予備的差止命令
仮禁止命令 エクイティ

1. 研究開始当初の背景

近時、会社関係の重要問題をめぐる紛争の処理を図るために、仮処分等の保全手続を用いて法的救済を求める事例が顕著に見受けられる。大型企業統合紛争に関する事例や、上場企業の新株発行・新株予約権発行差止仮処分事例など社会的にも注目を浴びた事件が目立っている。その背景には、これらの事案は、緊急性の高い場合が多く、主に時間的制約との関係から本案訴訟ではなく仮の地位を定める仮処分手続に法的救済の場を求める必要性が要請されるという事情がある。また、申立ての対象となる仮処分のほとんどが満足の仮処分であり、仮処分の本案代替化といわれる現象が生じている代表分野の一つといえる。そこでは、仮処分決定をもって紛争が解決されることから、仮処分の紛争解決機能が重要な意味をもっている。

仮処分により事実上、紛争の終局的解決が図られるとなると、商事仮処分の本案代替化現象が生じ、民事訴訟と同様に手続保障が問題となる。

保全命令の実体的要件として保全命令手続における実体的な審理の対象となるのは、「被保全権利」と「保全の必要性」であり(民事保全法 13 条)この二要件のいずれについても疎明することを要する(同 2 項)。保全命令手続においては、手続保障の要請と二要件との関わりが重要となる。この点、商事仮処分は、事案により、両要件の分別した判断が省略され、必ずしも両要件は明確に区別されずに審理され、紛争解決が図られるという特徴を有している。このような状況のもとでは、民事保全手続であっても、裁判官の判断の基礎となる資料が、通常の民事訴訟と同程度に、過不足なく必要かつ十分に審理の場に顕出されること、債務者の手続保障が確保されることが不可欠となる。商事仮処分の審理の中でこれらが保障されるならば、暫定性(仮定性)をその本質とする仮処分において

も、実質的な紛争解決が実現され、裁判所が取引社会における紛争処理の迅速性というニーズに対応し得ることになる。

このようにみてくると、商事仮処分の紛争解決機能を前提として、民事保全法が十分に機能しているのかということが問題となる。そのため、本研究では、被保全権利と保全の必要性との関係、疎明責任の分配について検討し、商事仮処分の体系的研究の基盤の整理を図るための研究が必要であった。

2. 研究の目的

研究の目的は、市民社会・取引社会のニーズに対応しうる仮処分命令の審理方法を解釈論によって提示することである。現行の仮処分命令手続によっては解決できない商事仮処分ケースや、審理のなされ方によっては十分な救済が図られないような同ケースが存在しているところ、これをアメリカの差止命令(インジャンクション)とくに予備的差止命令発令のための 4 要件の審理を柔軟におこなう連邦裁判所の判断を参考にしながら、柔軟かつ適正・迅速に解決するための解釈論を探ることである。本案訴訟において判断されるべきとされてきた事件類型のかなりの部分について保全命令の発令を可能ならしめる解釈論を提示したいと考えた。保全命令による救済範囲を解釈論によって拡張し、迅速な紛争解決制度の構築を図ることが目的である。

3. 研究の方法

アメリカ連邦裁判所およびデラウェア州衡平法裁判所における暫定的なインジャンクション(予備的差止命令と仮制止命令手続)を概観し、わが国の仮処分命令手続への示唆を検討した。とくに、手続の相違点、事件類型に応じた柔軟な審理の可能性(スライド基準適用の可能性)そしてアメリカのインジャンクションを輸入したといわれるわが国の会社法 210 条、同 360 条と民事保全法の関

係をどのように考えるのか等の論点を中心に検討した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果 わが国の仮処分命令手続に類似するインジャンクションのうち、予備的差止命令と仮制止命令について検討した。連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の手続（発令要件・申立てと通知・迅速化されたディスカバリー・立証活動と審理・命令・上訴・裁判所侮辱等）。わが国において、予備的差止命令と仮制止命令の手続について、研究者の視点から詳しく検討された著書・論文は見当たらない（この点においても本研究は新規性を有していると思われる）。

(2) 今後の展望 予備的差止命令の審理が柔軟に行われているアメリカの裁判実務を参考に、わが国の仮処分命令手続の在り方について検討し、商事仮処分を合理的に解決するための解釈論を示したいと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 14 件）

吉垣 実、アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続 (3) わが国の仮処分命令手続への示唆、愛知大学法経論集、査読無、203 号、2015、ページ未定

吉垣 実、会社解散判決に対する第三者の独立当事者参加による再審の訴えと請求の提出、別冊ジュリスト、査読有、1479 号、2015、135-136

吉垣 実、(海外学界事情) 国際訴訟法学会 2014 年ソウル大会について、民事訴訟雑誌、査読無、61 号、2015、210-216

吉垣 実、アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続 (2) わが国の仮処分命令手続への示唆、愛知大学法経論集、査読無、202 号、2015、39-54

吉垣 実、アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と仮制止命令の発令手続 (1) わが国の仮処分命令手続への示唆、愛知大学法経論集、査読無、201 号、2014、29-66

吉垣 実、条文の組み合わせから考える民事訴訟法 285 条・96 条・97 条、法学教室、査読無、410 号、2014、24-26

吉垣 実、Richard A. Posner, How Judges Think (Harvard University Press, 2008)、民事訴訟雑誌、査読無、60 号、2014、203-212

吉垣 実、明示一部請求における残部についての時効中断効、法学教室、査読無、402 号、2014、27

吉垣 実、株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令 手続法的視点から、民事訴訟雑誌、査読無、60 号、2014、237

吉垣 実、アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開 (7) 予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能、愛知大学法経論集、査読無、197 号、2013、67-128

吉垣 実、アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開 (6) 予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能、愛知大学法経論集、査読無、196 号、2013、1-16

吉垣 実、アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開 (5) 予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能、愛知大学法経論集、査読無、195 号、2013、43-54

吉垣 実、アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開 (4) 予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能、愛知大学法経論集、査読無、194 号、2013、31-48

吉垣 実、アメリカ会社訴訟における中間的差止命令手続の機能と展開 (3) 予備的差止命令と仮制止命令の紛争解決機能、愛知大学法経論集、査読無、193 号、2012、63-137

〔学会発表〕（計 1 件）

吉垣 実、債権者と債務者の利益衝突 日本法の立場から、国際訴訟法学会、2014 年 10 月 3 日、ソウル（大韓民国）

〔図書〕(計2件)

川嶋 四郎、中東 正文、大杉 謙一、
河野 正憲、藤田 友敬、山田 泰弘、
八田 卓也、難波 孝一、受川 環大、
松原 弘信、吉垣 実、白井 正和、野
村 秀敏、本間 靖規、日本評論社、『会
社事件手続法の現代的展開』のうち担当:
「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分
命令 手続法的見地から」、2013年、全
文 296 頁中 181-203 頁

金森 久雄、荒 憲治郎、森口 親司編、
のうち吉垣 実担当:「株主代表訴訟」、
有斐閣、経済辞典(第5版)、2013年、全
文 1622 頁中 163-164 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉垣 実 (YOSHIGAKI, Minoru)

愛知大学・法学部・教授

研究者番号: 60340585